設楽ダムの建設中止を求める会

第３９号 2015 年７月 20 日

http://www.nodam.org/

新たな中止を求める活動にむけて　第９回総会報告

とき：2015 年６月 21 日（日）１３:３０～4:３０　　会場：豊橋市民センター５階大会議室

1, ダムの建設中止を求める会第 9 回総会は，6 月 21 日（日）13：30 から 16：30，豊橋市内で開催されました。当日出席者約 20 名。住民訴訟が最高裁の上告棄却決定（2014 年 5 月）を受けて終結したので，主に住民訴訟に力点を置いて取り組んできた会の活動の方向性を，現在の状況に合わせていくのかについて，意見交換をしました。
会の活動方針を決めるに当たって考慮するべき客観的な状況は以下のとおりです。

①水没移転地区の住民が、ほとんど補償手続きが済んで移転した。
②河川整備計画が作られてから 13 年経過し，河道整備（低水路拡幅:河道掘削）がほぼ終了したことから，下流の治水上設楽ダムは、ほとんど役に立たないことが一目瞭然となった。
③2013 年の夏の異常な少雨を経験したけれど豊川水系の水源は空にならなかったことから、水源の開発は完了していることが明らかになった。
④貝化石の発見で田口周辺の第三紀層の地盤問題が注目された。
⑤活断層がダム予定地直近を通っている可能性が指摘された。
⑥地質問題については、今年に入ってすでに１月 12 日のダムネーション映画会や５月 9 日の嘉田前滋賀県知事を招いての講演会で地元設楽町の住民が多く参加した中で報告されてきた。
⑦設楽町議会は６月 17 日、設楽ダム対策特別委員会を開き、ダム堰堤建設予定地周辺で地盤の脆弱性が指摘されている問題について、不安払拭に向けた取り組みを求める意見が委員から出され、国交省設楽ダム工事事務所の武田真吾副所長は「不安を抱える人が多いのは承知している。建設工事と並行し、より精度の高い地質調査を進める。」などと語った。（中日新聞報道による）

以上のような状況を踏まえて，不要・ムダで環境破壊を起こし，将来世代に大きな付けを回すダム建設の中止をめざして，国～地方の議会への働きかけをはじめ，若者を含む広い階層に運動参加を呼び掛け，取り組んでいく方向が確認されました。（報告文を２～４ページに掲載）

２、2014 年収支報告と 2015 年予算が承認されました。（別紙）
３、石木ダム土地収用裁決に対する抗議文が決議されました。（別紙）
後日事業主である長崎県と佐世保市に郵送しました。

住民訴訟が終結しましたので年会費を 1,000 円にすることとしました。併せて会員継続の確認をさせていただきます。継続していただける方は今回同封しました振込用紙で会費（１０００円）の送金をお願いします。（すでにお振込みいただいた方にも振込用紙は同封してありますが、お振込みの必要はありません。）
９月末までに会費が納入されない場合は「退会」とみなさせていただきます。
また新たな会員になられる方も大歓迎で受け付けております。

設楽ダムの建設中止を求める会第９回総会報告　　（2015.06.21）

１．これまでの取り組み

2014 年 5 月最高裁の上告棄却決定で住民訴訟は終了しました。
住民訴訟の終了までの、会の取り組みをどのように行ってきたか、ざっと振り返っておきます。

≪住民訴訟について≫

2007 年 1 月 28 日に、「設楽ダムの建設中止を求める会」は結成されました。会の主な方針としては、愛知県に対する設楽ダム建設費用を国に支出することは違法な公金支出であるとして、住民訴訟を視野に入れた住民監査請求を 2 月 7 日に行い、監査委員による却下を経て、4 月に住民訴訟を提起し、7 年間にわたる住民訴訟を担ってきました。

なお、設楽ダム～豊川の環境問題に取り組む市民・環境団体や住民団体として、設楽ダム問題を考える東三河の会、豊橋市民の会、設楽ダムはいらない！名古屋の会、豊川を勉強する会、豊川の清流を守る住民連絡会議などがそれぞれの取り組みを行っていましたが、訴訟については、愛知県弁護士会の公害環境委員会の協力を得て、1 本でやって行くということで進めてきました。

（裁判の判決について）一審の名古屋地裁判決では、「過大な需要想定」との認定はありましたが、“違法”であるとまでの判断は示されず、行政の裁量範囲であるとされました。二審の名古屋高裁では、行政裁量の範囲を外れていることを証拠を明らかにしてたたかいましたが、行政べったりの裁判所は、われわれの主張を捻じ曲げることまでして、違法性を否定しました。なお、一審では取り上げなかった建設予定地周辺の地質地盤問題について、高裁段階で取り上げ、危険性について主張しました。最高裁は高裁判決をそのまま追認でした。

裁判を通じて得られた成果としては、住民側として、利水、治水、不特定（環境）と幅の広い設楽ダム問題の全体像を把握し、追及できたことは、大きかったと思います。また、控訴審の段階になって、地質問題について国土問題研究会に調査を依頼したことで、国の地質調査報告書の膨大な開示情報が寄せられ、裁判終了後の地質地盤問題への取り組みが可能になっています。

≪県議会に対する取り組み≫

会としては、ダム中止の陳情を継続的して何度かやりました。議員団へのレクチャー活動も行い、地域振興環境委員会での意見陳述も行いました。

民主党政権ができた 2009 年～の時期には、民主党県議団もある程度積極的に委員会での発言をするなどの状況はありましたが、結局オール与党体制で、設楽ダム推進という官僚が引いた路線から脱するような議会ではありませんでした。

≪豊川流域セミナー≫

愛知県の設楽ダム推進部局である地域振興部が事務局となって、豊川流域セミナー（設楽ダム公開講座）が 2 年間、10 回にわたって開かれました。設楽ダム計画について「県民の理解を深める」というこの企画では、運営会議も公開され、会場からの意見が反映される形で運営され、またダムに批判的な講師も登場して、内容的にも質の高いセミナーになりました。私たちもセミナーの成功に向けてできるだけの協力をしました。ところが、そのまとめを行う前の 2013 年 11 月に、大村知事が、国の再検証結果に“意見なし”の回答を行い（事実上のダム事業の再開にゴーサインを出し）、流域セミナーがダム建設の見直しにつながることはありませんでした。

≪2 度の町長選挙≫

この間、2 度の町長選挙が行われました。2009 年は、年初に設楽ダム建設の地元同意、国・県・町の調印が行われ事業が動き出しましたが、直後の 9 月には、民主党政権が誕生して、国土交通大臣が八ッ場ダム中止を宣言しました。その直後の町長選挙で、“流れを変えよう”とのスローガンを掲げて、ダム推進の見直しを訴え、設楽ダムをどうするのかが直接の争点になりました。中止を求める会として、全面的にＩ候補をバックアップして取り組みましたが、及びませんでした。

4 年後の 2013 年の町長選挙は、豊川流域セミナーの継続中、また設楽ダム事業についての国の検証結果についての大村知事の回答保留中という状況の中で、行われました。ダムのない持続可能な地域興しの基本

方向を提起し、一定の支持を得ることができましたが、及びませんでした。この流れは、設楽の明日を考える会の取り組みや、豊川流域自然学校の運動に引き継がれています。また、設楽町の各地域でさまざまな地域おこしの取り組みも進み始めています。

≪独自の地質調査≫

2011 年の 7 月はじめに国土問題研究会の設楽ダム地質調査団による現地調査が行われました。この現地調査と、元研究会会員を通じて国土研に提供された膨大な開示資料（国の地質調査報告書）に基づいて、同年 11 月には国土研の“調査報告書”を発行することができ、裁判資料として提出しました。

この提供された情報開示資料に加えて、新に請求開示された資料も含めて、国の地質調査報告書を検討した結果、ダム建設や貯水に関わって重要なポイントが詳細調査されずに放置されていたり、隠されたりしていることが明らかになってきました。例（田口南西部の小尾根を横切る破砕帯（NS 系）については、水漏れの可能性を指摘しながら、詳細調査をせずに放置されています。また、平成４年度報告書に平面図・断面図が描かれている F-5（N30E 系）断層は、その後行方不明とされ、隠されたもようです。さらに、水漏れが問題となる基盤岩と新第三紀層との不整合面が実際よりも高い位置に引き上げられています。）

なお、寒狭川、境川、巴川が流れる凹状地は、長さ 20km を越える直線状（走向はおよそ N30E）を成しており、中央構造線から派生する横ずれ活断層系の疑いが濃いと思われます。

≪立木トラスト≫

水没地区に山林を持っている山主さんがダム反対の意思を貫くのをお手伝いし、応援する立木トラスト運動に取り組んできました。現時点で約 3300 人がトラスト運動に参加していただいています。設楽の住民である必要はなく、誰でも参加できる取り組みとして重要ですが、立木所有を明示する表示板の維持・修理などの管理業務を継続していくことが課題になります。

≪その他≫

三河 13版 2015年(平成27年)5月10日 日曜日 朝日新聞

脱ダム地域づくり議論
嘉田前滋賀知事ら招き
設楽でシンポ

ダム本体建設の準備が進む設楽町で9日、「どっこい！ 生きてく設楽町」と題するシンポジウムが開かれた。工事が本格化した後も過疎が進む現状を背景に、ダムに頼らない地域づくりを考えようと住民団体「設楽の明日を考える会」が主催した。脱ダム政策をすすめた滋賀県の前知事、嘉田由紀子さんや元大学教授らが議論した。

パネリストの嘉田由紀子・前滋賀県知事（右）ら

パネリスト、森林資源活用挙げる

嘉田さんは「総合開発で痛めつけられた琵琶湖を何とかしたい、と思ったのが始まり」などと、環境学者から政治家に転じた経緯を語った。

六つのダム計画を中止、凍結しようとした際は、「県外出身のよそ者」「政治の素人」などと手ひどく非難されたが、地域密着の小規模河川改修や土地利用規制など具体案を打ち出しつつ、知事の予算執行権などを用いて戦ったと振り返った。

日本有数のアサリ産地である三河湾へのダムの影響を憂う名城大大学院の鈴木輝明特任教授、遊水地を復活させる欧米の新しい河川政策を紹介した京大の今本博健名誉教授のほか、愛知大の市野和夫元教授が設楽ダム周辺の断層の危険性を指摘した。

ダムに代わる町おこし策として、パネリストが口々に挙げたのは、町内の森林資源の活用だ。嘉田さんは「予定地の木に目印のテープが巻いてあった。あのまま水没させるのか。もったいない」と話した。

400人収容の会場はほぼ満席。主催者は「予想の倍の来場者だ」と驚いた。

最前列で聞いていた旧稲武町の小学校教諭の女性(54)は、かつて設楽町に住んでいた。「町はすっかり寂れている。ダム予定地の家が移転し、基礎だけになってしまった」と悔しそうに語った。

（編集委員・伊藤智章）

設楽の明日を考える会（代表：伊藤幸義氏）が取り組んだ 5 月 9 日のシンポジウム（左写真）には、400 人収容の会場がほぼ満席となる参加状況で、設楽町内からもおよそ 100 名の方が参加しました。設楽ダム関連の集会で最大規模を記録したものと思われます。水没地区住民の補償・移転がほぼ完了した今、設楽町としては、ダム本体建設の返上を言うべき機会を迎えていると思います。

２．今後の運動方針について

中止を求める会は、発足以来、住民訴訟を成功させるための活動を中心に据えて、主として代表が弁護団会議に参加し、会員が意見陳述と傍聴を行って支える形で取り組んできました。

裁判終了後の現時点でもっとも重要な課題は、

①“ダム本体建設は返上する”との設楽の住民の意思（世論）形成をすることであり

②その意思を実現するため住民大半が参加する住民運動を盛り上げ、国・県・町への働きかけを強力に行っていくこと

です。

この課題と、運動を進めるのにふさわしい陣容を整え、大きな力を発揮しなければなりません。これまでの会の態勢や動き方のままでは、この運動を担うことは手に余ると思います。どういう形で進めていくのがいいか、智恵を絞りましょう。

条件としては、設楽町議会、下流市町の議会や県会にも設楽ダム反対の議員がおり、紹介議員となってくれます。（請願運動を全住民、全県規模で展開できます。）国会議員の関係でも、国交省への要請行動も組みやすくなりました。全住民規模の運動が盛り上がれば、大臣に面会を求めて上京するような運動も可能でしょう。

水没移転補償が完了した段階で、ダム建設中止を求める運動に対する推進側住民からの反発はほとんどなくなっています。今が建設中止を判断するチャンスです。とりわけ、地質地盤問題が本当に危険なのだということが明らかになってきたわけですから、本体建設返上の正当な理由となります。過去のいきさつはさておき、危険なダムは返上するとの設楽町住民の意見表明がカギになります。

具体的には、設楽町・議会および愛知県・議会への請願署名運動に取り組むことを提起したいと思います。

設楽町では、名倉の住民の皆さんが取り組んだ、産廃施設問題、風力発電問題などの運動の経験があります。以前に取り組んだダム問題についての住民投票運動は、反対派による妨害もあって成功しませんでしたが、現在の客観的な状況は変わっています。新城市で住民投票が成功しました。豪華な市役所の建設か、それとも身の丈に合った計画にするのか・・・という選択でした。

３．今後の中止を求める会の態勢・組織・財政

会の発足以来８年を経過して、取り組みの中心であった裁判が終了したこと、会報の年間の発行回数が減ったこと、毎年度会費を納入していただく会員数が減っていること、役員の高齢化が進んだことなど、会の組織態勢や財政の見直しが必要になっています。以下のような方向で取り組みを進めることを提案します。

① 今後、年会費を、1000 円とする。

② 会費の改訂のお知らせと納入のお願い、併せて会員継続の確認を行う。

③ 現行の代表１名・副代表２名・事務局長の態勢を見直して、若い世代が参加しやすい形を工夫し、引き継いでいく準備をする。

④ 会のホームページ、メーリングリスト、フェイスブック（ＦＢ）のページの運用の改善を図る。ＴＷの活用や、ＦＢのグループ機能を有効に使う。

⑤ 設楽の地元の若い世代に立木トラストを担っていただくよう呼びかける。

※以上の提案についてはすべて進めて行く方向で決議されました。

2015 年 7 月 12 日

国土交通省中部地方整備局設楽ダム工事事務所のウェブサイトに掲載された以下の二つの平成 27 年 4 月 20 日付“回答”文書に対する反論

1「設楽ダム建設予定地周辺の地質地盤についての公開質問状（その２）への回答について」
http://www.cbr.mlit.go.jp/shitara/01menu/08faq/pdf/koukai2.pdf
2「設楽ダム建設予定地周辺の地質地盤問題についての追加の公開質問への回答について」
http://www.cbr.mlit.go.jp/shitara/01menu/08faq/pdf/koukai(tuika).pdf

設楽ダムの建設中止を求める会
代表　　市野　和夫

Ⅰ．文書１に対して

１．「２．ダムサイト近傍地域の地質及び地質構造について」

＜第四紀断層について＞

公開質問状（その２）では、平成 5（1993）年度報告書には延長するとダムサイトに向かう複数の断層（②, ③, ④）が確認されているにもかかわらず、平成 8，9（1996, 7）年に実施された線状模様の再調査と現地踏査にはこれらの断層について現地踏査による連続性の確認などの調査が含まれていないことなど具体的な事実を挙げて、調査が不十分であり、第四紀断層が存在しないと結論を出すことは早計であるので、訂正を求めたものです。

今回の“回答”の「平成 8 年度に空中写真判読、平成 9 年度に現地地表踏査を実施し、ダム堤敷から離れていること、ダム堤敷に向かう方向性を示さないことから、設楽ダム建設にあたり問題のある第四紀断層は存在しないと判断しております」は、われわれの問いに答えていません。

＜断層破砕帯について＞

平成 8 年度の段階では無いとされていた中流案ダムサイトを通る断層が平成 14 年度のボーリング調査で見つかりました（F-3）。また、1963 年の電源開発（株）による調査で確認された“電源開発の F-1 断層”が通っているにもかかわらず、中部地整の調査報告書には対応する断層が記載されていないなど、断層破砕帯が精査されていない点を問うたのに対して、「ダム堤体の設計に支障となるような大きさと連続性があるものは確認されていない」との“回答”で、これも**われわれの問いに答えていません。**

２．「３．ダムサイト右岸の凹状地形について」

われわれの質問は、「平成 5 年度設楽ダム地質検討業務委託報告書」39 頁の図－4.11「凹状地形分布図」には凹状地形に沿ってリニアメント⑤が描かれているのに対して、本文 38 頁には「凹状地形の形成を規制するような断層などの弱線は確認されなかった。」と書かれていることは矛盾しているので、右岸斜面にある大きな地すべり地塊を含めて、徹底した調査の必要性を問うたのです。

今回の“回答”の「ご指摘の平成 5 年度報告書にあるリニアメントは、・・・、第四紀断層の疑いがある線状模様には抽出されておりません。」は、全く答えになっていません。われわれは、リニアメント⑤が第四紀断層であるかどうかを問うたわけではありません。

３．「４．ダムサイト近傍及び貯水池周辺の透水性について」

われわれは、「平成 5 年度報告書」に具体的に記載されている「第三紀層基底部の礫岩とその上位の砂岩等」がダム湖満水位の下になる場合、および「上流案地点の河床付近には南北に通ると予想される断層」があり「南部まで連続している場合」について漏水が問題となる点について、詳細な調査が必要であることを問いました。また、同報告書の付図『地質平面図（C-5）』[注 1] には、田口南西部のシウキ地区の広い範囲にわたって泥質片麻岩が分布しているように描かれていますが、われわれは第三紀層であることを示す二枚貝や巻貝の化石をここから採取していることも申し添えています。

今回の“回答”は、上記の質問に全く答えていません。78 孔のボーリング調査をやったと述べていますが、これらは、われわれが質問した漏水問題と関係のない地点でのボーリングです。

４．「５．貯水池周辺の地すべりについて」　（略）

５．「Ⅱ．田口西部の地盤問題について」

平成 19 年度の田口田尻地区のボーリング調査で、標高 380～390m付近に堆積層が確認され、段丘堆積物であると報告されているのに対して、われわれは、この堆積層は第三紀層である可能性があり、ダム湖に貯水した場合の漏水や地すべりの恐れを指摘し、詳細調査の必要性を問いました。

今回の“回答”は、含まれる礫が丸みを帯びているから段丘堆積物と判断したとしていますが、これでは根拠になりません。第三紀の海岸に堆積した礫も丸みを帯びている堆積物であることには変わりなく、この問題も詳細な調査を行うことが必要です。

また、仮に段丘堆積層である場合、直近を走る F1 断層がこの層を切っているか否かの調査が必要です。切っていれば、F1 は第四紀断層（活断層）ということになります。

Ⅱ．文書 2 に対して

１．松戸西方の断層について

われわれの質問は、平成 4,5 年度報告書に記載されている松戸西方の断層と、平成元年度報告書に記載されている線状模様 25 の連続性について調査が必要だと思われる点を聞いたものです。この断層はシェアゾーンを伴うと記されていることから破砕帯が何本も発達し、カタクラサイト（断層岩）を伴うとされる（平成 5 年度報告書、表－4.1 ダムサイト付近に位置する断層一覧表）要注意の断層であり、また、田峯方面からダムサイト直下方向に向かう線状模様 25 は、左ずれの系統的な変位地形がみられる（平成 9 年度設楽ダム線状模様調査検討業務報告書、表－2.2.1 各線状模様の特徴）ことから、第四紀断層の可能性が高いものです。もしも、これらの断層や線状模様が第四紀断層であるとすれば、ダムサイト右岸の松戸尾根の凹状地形の形成や、ゆるみゾーンの形成の原因となっている可能性もあることから、詳細な調査の必要性を問うたものです。

今回の“回答”は、何の具体的検討もしないで、従来の「第四紀断層は存在しない」との見解を繰り返したにすぎません。

２．松戸尾根、地すべり土塊を切る断層について

われわれの質問は、「平成 4 年度設楽ダムサイトボーリング調査（その 2）報告書」に「D1 のボーリングと踏査結果により、新たな破砕帯を発見し F-5 とした」と記載され、付図「調査位置及び地質平面図」(注 2)には、断層の走向が記され、これが松戸地区のいわゆる“ゆるみゾーン”を切って凹状地形に達していることが示されていますが、この断層について、その後行方不明とされ、ないことにされている点について、中部地整の見解を問うたものです。

今回の“回答”はこの疑問点について、全く答えていません。

※（注１）（注２）の地質平面図（略）

（結論）

以上のように、われわれの具体的な質問に対して、「設楽ダム建設上問題となる地質地盤の課題はない」との見解を繰り返す中部地方整備局の回答姿勢からは、建設予定地および周辺の地質地盤について万全の調査義務を負うべき事業者としての自覚があるとは思えません。

われわれは、ダム予定地周辺の地質地盤問題は、建設地周辺および豊川流域の住民の生命・財産にかかわる重大問題であり、また建設費用の膨張に直結することから、今後さらに追及を続けてまいります。

NO! 設楽ダム

設楽ダムの建設中止を求める会：　http://www.nodam.org/

代表　　市野和夫　ichinok7@mx3.tees.ne.jp

事務局　奥宮芳子　〒440-0069　豊橋市御園町 1－3　0532-54-7305　okumiya@xj.commufa.jp